

## 令和 7 年度 津和野町監査計画

津和野町監査委員監査基準第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度に実施する監査計画を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日決定

津和野町代表監査委員 大庭 郁夫

津 和 野 町 監 査 委 員 大 江 梨

### 第 1. 基本方針

公正で合理的かつ能率的な本町の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点をおいて監査及び検査（以下「監査等」という。）を実施し、もって、町行財政の適法性、効率性、有用性の増進、及び住民の福祉の増進に資するものとする。

### 第 2. 監査等の実施

監査等の種類及び対象、時期等は以下のとおりとする。なお、必要に応じて監査等の個別の実施基準、実施計画は別途監査委員の合議のうえ決定する。

#### 1 監査

##### （1）定例監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを主眼として実施する。

また、必要に応じて、各事務・事業ごとの手続が適法・妥当かどうか、事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、また、建物等の維持管理が良好であるかどうかを主眼として実施する。（津和野町監査委員条例第 4 条）

##### ア 対 象

（ア） 普通会計 （一般会計、特別会計）

（イ） 公営企業会計（病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計）

##### イ 実施時期：7 月～11 月

(2) 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

監査委員が必要があると認めるときは、随時に監査を実施する。監査内容は定例監査に準じて実施する。

ア 対 象

(ア) 普通会計（一般会計、特別会計）

(イ) 公営企業会計（病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計）

イ 実施時期：必要と認めた時

(3) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

監査委員が必要があると認めるとき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているかどうかを主眼として実施する。

ア 対 象：町の事務（自治事務、法定受託事務のうち、政令で定めるものを除く）

イ 実施時期：必要と認めた時

(4) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

監査委員が必要があると認めるとき、又は町長の要求があったとき、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。（津和野町監査委員条例第 5 条）

ア 対 象：必要と認めた団体又町長の要求があった団体

イ 実施時期：必要と認めた時

(5) 指定金融機関に対する監査（地方自治法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項）

指定金融機関等に対し、必要があると認めるとき、又は町長若しくは公営企業管理者の要求に基づき、公金の収納又は支払事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施する。（津和野町監査委員条例第 9 条）

ア 対 象：公金収納又は支払事務

イ 実施時期：必要と認めた時

(6) 請求又は要求に基づく監査

(地方自治法第 75 条、同法第 98 条第 2 項、同法第 125 条、同法第 199 条第 6 項、同法第 242 条、同法 243 条の 2 の 8 第 3 項又は地方公営企業法第 34 条、地方自治法 252 条の 11 第 4 項、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 26 条第 1 項)

請求又は要求に係る事務の執行、請求の内容、要求に係る事実の有無等について実施する。(津和野町監査委員条例第 2 条、第 3 条、)

ア 対 象：請求又は要求に係る事項

イ 実施時期：請求又は要求を受けたとき

## 2 検査

(1) 例月出納検査(地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)

会計管理者及び公営企業管理者の現金の出納事務が正確に行われているかを主眼として実施する。(津和野町監査委員条例第 8 条)

ア 対 象

(ア) 普通会計 (一般会計、特別会計)

(イ) 公営企業会計(病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計)

イ 実施時期:毎月 20 日(変更する場合あり)

## 3 審査

(1) 決算審査(地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項)

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施する。(津和野町監査委員条例第 6 条)

ア 対 象(令和 6 年度決算)

(ア) 普通会計 (一般会計、特別会計)

(イ) 公営企業会計(病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計)

イ 実施時期:アの(ア): 7 月～8 月

(イ): 6 月

(2) 基金運用状況審査(地方自治法第 241 条第 5 項)

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

ア 対 象:基金運用状況

イ 実施時期: 7 月～8 月(決算審査時)

(3) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、同法律第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施する。（津和野町監査委員条例第7条）

ア 対 象：財政健全化判断比率・資金不足比率

イ 実施時期：7月～8月（決算審査時）

### 第3．監査等の着眼点

監査等を実施する場合の着眼点の基準は、全国町村監査委員協議会編著の監査必携に掲載されている監査等の着眼点のうちから適宜選択するものとする。

ただし、監査等の対象が特殊又は異例なものについては、その都度監査等の項目及び着眼点を定める。

### 第4．監査等の実施手続及び結果

効果的かつ効率的に適切な監査等の証拠を入手するため、照合、実査、立会、確認、質問、分析、比較等の手法について、適宜これらを組み合わせる等の方法により、最も合理的かつ効果的となるよう選択のうえ実施し、報告書等の提出及び公表を行う。

ただし、監査対象課等の長に対する講評は、監査等の結果に関する報告の前に行い、これに対する弁明又は意見を聴取するものとする。

### 第5．監査日程

各監査等の日程については別紙のとおりとする。詳細はその都度通知する。